

# 工 事 設 計 書

		設計者		係長		課長補佐		課長	
令和6年度 一般会計	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路新設改良費	節	工事請負費	
施工(実施)箇所 調布市国領町一丁目41番地先から44番地先まで						工事(委託)番号 第		2	号

## 令6市道S117号線道路整備工事(その1)

総 工 費                      ¥                      -

内 訳	工事価格	補 助(国費)	¥	-
		補 助 市 費	¥	-
	消費税相当額	補 助(国費)	¥	-
		補 助 市 費	¥	-
	総工費	補 助(国費)	¥	-
		補 助 市 費	¥	-

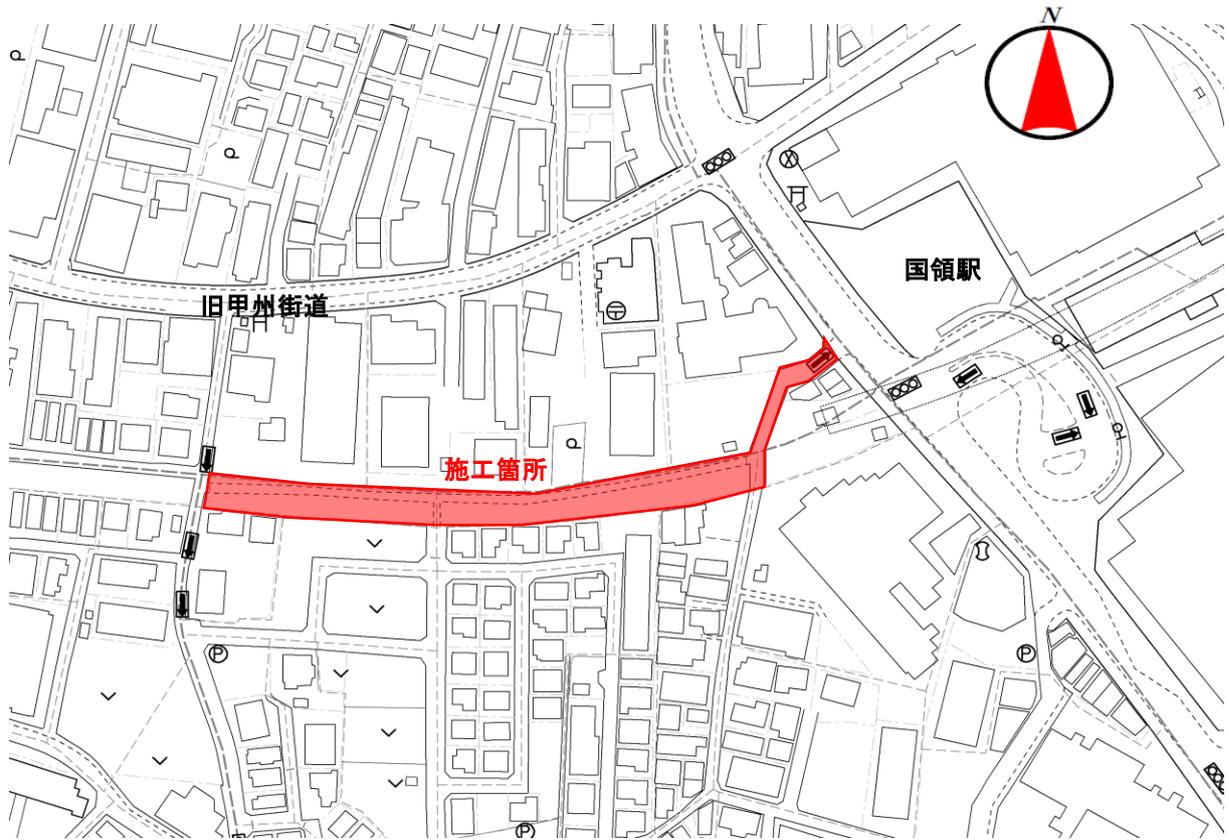
工期(実施期間) 令和 7 年 3 月 21 日

## 調 布 市

施 工 ( 実 施 ) 理 由  
本工事は、調布市道路網計画に基づき実施するものです。

設 計 説 明  
工事内容 L=207m    W=12m~13m  
土工, 排水構造物工, 街築工, 舗装工, 道路照明工, 電気設備工, 植栽工, 施設工, 区画線工, 交通管理工 一式

# 案内図



工事箇所: 調布市国領町1丁目41番地先から44番地先まで

[工事件名] 令6市道S117号線道路整備工事(その1)

工 事 費 総 括 書

種 別 内 訳	内容(数量)	金 額 円	摘 要
直接工事費 土木工事(歩道・補助)	一 式		
直接工事費 土木工事(車道・補助)	一 式		
直接工事費 土木工事(歩道・単費)	一 式		
直接工事費 土木工事(車道・単費)	一 式		
直接工事費 土木工事(都市再生)	一 式		
<b>【直接工事費計】</b>			
共通仮設費計	一 式		
<b>【純工事費計】</b>			
現場管理費	一 式		
<b>【工事原価計】</b>			
一般管理費等	一 式		
<b>【工事費計】</b>			
発生材売却費	一 式		
<b>【工事価格計】</b>			



[工事件名] 令6市道S117号線道路整備工事(その1)

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
土木工事(歩道・補助)			
道路改良	一 式		
道路土工	一 式		
掘削工	一 式		第 1号表内訳のとおり
路床盛土工	一 式		第 2号表内訳のとおり
撤去工	一 式		第 3号表内訳のとおり
発生土処理工	一 式		第 4号表内訳のとおり
舗装工	一 式		
透水性舗装工	一 式		第 5号表内訳のとおり
ブロック舗装工	一 式		第 6号表内訳のとおり
排水構造物工	一 式		
側溝工	一 式		第 7号表内訳のとおり
管渠工	一 式		第 8号表内訳のとおり
集水枥・マンホール工	一 式		第 9号表内訳のとおり
縁石工	一 式		
縁石工	一 式		第 10号表内訳のとおり
道路植栽工	一 式		
道路植栽工	一 式		第 11号表内訳のとおり
電気設備工	一 式		
道路照明工	一 式		第 12号表内訳のとおり
仮設工	一 式		
交通管理工	一 式		第 13号表内訳のとおり

実施細目様式-4

[工事件名] 令6市道S117号線道路整備工事(その1)

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
直接工事費計			
共通仮設費(率分)	一 式		第 1 4 号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			
請負日途額			

[工事件名] 令6市道S117号線道路整備工事(その1)

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
土木工事(車道・補助)			
道路改良	一 式		
道路土工	一 式		
掘削工	一 式		第 15号表内訳のとおり
路床盛土工	一 式		第 16号表内訳のとおり
撤去工	一 式		第 17号表内訳のとおり
発生土処理工	一 式		第 18号表内訳のとおり
地盤改良工	一 式		
路床安定処理工	一 式		第 19号表内訳のとおり
舗装工	一 式		
アスファルト舗装工	一 式		第 20号表内訳のとおり
排水構造物工	一 式		
側溝工	一 式		第 21号表内訳のとおり
街きよ工	一 式		第 22号表内訳のとおり
集水枿・マンホール工	一 式		第 23号表内訳のとおり
区画線工	一 式		
区画線工	一 式		第 24号表内訳のとおり
電気設備工	一 式		
道路照明工	一 式		第 25号表内訳のとおり
仮設工	一 式		
交通管理工	一 式		第 26号表内訳のとおり
直接工事費計			

[工事件名] 令6市道S117号線道路整備工事(その1)

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
共通仮設費(率分)	・ 式		第 27号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			
請負目途額			

[工事件名] 令6市道S117号線道路整備工事(その1)

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
土木工事(歩道・単費)			
道路改良	一 式		
道路土工	一 式		
掘削工	一 式		第 28号表内訳のとおり
撤去工	一 式		第 29号表内訳のとおり
発生土処理工	一 式		第 30号表内訳のとおり
舗装工	一 式		
透水性舗装工	一 式		第 31号表内訳のとおり
ブロック舗装工	一 式		第 32号表内訳のとおり
縁石工	一 式		
縁石工	一 式		第 33号表内訳のとおり
防護柵工	一 式		
防止柵工	一 式		第 34号表内訳のとおり
車止めポスト工	一 式		第 35号表内訳のとおり
道路植栽工	一 式		
道路植栽工	一 式		第 36号表内訳のとおり
施設整備設置工	一 式		
施設整備工	一 式		第 37号表内訳のとおり
電気設備工	一 式		
道路照明工	一 式		第 38号表内訳のとおり
引込柱工	一 式		第 39号表内訳のとおり
配線工	一 式		第 40号表内訳のとおり

[工事件名] 令6市道S117号線道路整備工事(その1)

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
配管工	一 式		第 4 1 号表内訳のとおり
ハンドホール工	一 式		第 4 2 号表内訳のとおり
仮設工	一 式		
交通管理工	一 式		第 4 3 号表内訳のとおり
直接工事費計			
共通仮設費(率分)	一 式		第 4 4 号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
発生材売却費			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			
請負目途額			

[工事件名] 令6市道S117号線道路整備工事(その1)

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
土木工事(車道・単費)			
道路改良	一 式		
道路土工	一 式		
路体盛土工	一 式		第 45号表内訳のとおり
撤去工	一 式		第 46号表内訳のとおり
発生土処理工	一 式		第 47号表内訳のとおり
舗装工	一 式		
薄層カラー舗装工	一 式		第 48号表内訳のとおり
縁石工	一 式		
縁石工	一 式		第 49号表内訳のとおり
付帯施設工	一 式		
安全施設整備工	一 式		第 50号表内訳のとおり
仮設工	一 式		
交通管理工	一 式		第 51号表内訳のとおり
直接工事費計			
共通仮設費(率分)	一 式		第 52号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			



実施細目様式-4

[工事件名] 令6市道S117号線道路整備工事(その1)

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
土木工事(都市再生)			
道路改良	一 式		
施設整備設置工	一 式		
施設整備工	一 式		第 53号表内訳のとおり
直接工事費計			
共通仮設費(率分)	一 式		第 54号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			
請負日途額			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

第 1 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
掘削工						
掘削						
床掘り	土砂	330	m3			
掘削	路盤 障害無	80	m3			
埋戻し		240	m3			
土砂等運搬						
土砂等運搬	土砂 片道2.0km以下	63	m3			
土砂等運搬	路盤材 片道2.0km以下	19	m3			
殻運搬	舗装版破砕 片道1.5km以下	56	m3			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

第 2 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
路床盛土工						
路床盛土						
路床盛土		60	m3			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

第 3 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
撤去工						
撤去工						
舗装版破碎	As舗装版 15cm以下 積込有	1,137	m2			

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)  
第 4号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
発生土処理工						
発生土等処理						
発生土処理費	指定処分 (B)	63	m3			
建設廃材処理費 路盤材		19	m3			
建設廃材処理費 アスコン塊		56	m3			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

第 5号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
透水性舗装工						
脱色アスファルト舗装工						
路盤・フィルター層	脱色アスファルト舗装	364	m <sup>2</sup>			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

第 6 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
ブロック舗装工						
路盤工						
下層路盤工 (インターロッキング舗装)	RC-30 全仕上厚 150mm 1層施工	114	m <sup>2</sup>			
下層路盤 (インターロッキング舗装)	RC-30 全仕上厚 100mm 1層施工	88	m <sup>2</sup>			
フィルター層 (インターロッキング舗装)	しゃ断層用砂 平均厚40mm以上60mm未満	204	m <sup>2</sup>			
インターロッキングブロック舗装						
インターロッキングブロック設置工 [市場単価]	一般部 直線配置 ブロック厚8cm 標準色	114	m <sup>2</sup>			
インターロッキングブロック設置工 [市場単価]	一般部 直線配置 ブロック厚6cm 標準色	23	m <sup>2</sup>			
インターロッキングブロック設置工 [市場単価]	一般部 直線配置 ブロック厚6cm 標準色	65	m <sup>2</sup>			
視覚障害者誘導用ブロック工	点状2列	20.7	m			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事（歩道・補助）

第 7号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
側溝工						
プラスチックU型側溝						
U型側溝工（昼間）	据付け、300A L=600mm	21.5	m			
側溝蓋						
蓋版工	スリット側溝蓋	21.5	m			

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)  
第 8号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
管渠工						
管渠						
硬質塩化ビニル管布設	径150mm, 厚5.1mm 、接着剤	133.2	m			
浸透管敷設工	有孔硬質塩化ビニール 管 トレンチ管IV型	32.4	m			

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

第 9 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
集水柵・マンホール工						
プラスチック集水柵						
浸透柵設置工	□500×h1350	2	基			
浸透柵設置工	□500×h1400	7	基			
浸透柵設置工	□500×h1450	2	基			
浸透柵設置工	□500×h1500	1	基			
浸透柵設置工	□500×h1550	1	基			
浸透柵設置工	□500×h1600	3	基			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

第 10 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
縁石工						
地先境界ブロック						
境石工	一般部 18-8-20BB	134	m			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

第 11号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
道路植栽工						
客土						
植樹						
植栽工	ジンダイアケボノ H=5.0m	8	本			
植栽工	シラカシ H=4.0m	2	本			
植栽工	ヤマボウシ H=3.5m	7	本			
植栽工	サルスベリ H=3.5m	10	本			
植栽工	常緑ヤマボウシ H=3.0m	10	本			
植栽工	ソヨゴ H=2.5m	6	本			
植栽工	ハクモクレン H=4.0m	4	本			
植栽工	ヒラドツツジ H=0.5m	625	本			
支柱設置工 (中・低木) [市場単価]	二脚鳥居 添木付 樹 高250cm以上	47	本			

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

第 12号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
道路照明工						
道路照明						
歩道照明 (LED) 設置工	3,000lm以上、40VA以下 接続引込	7	基			
照明基礎工	スパイラルダクト含む	7	基			

[工事名] 土木工事（歩道・補助）

第 13 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員費	交通誘導警備員B	117	人日			

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

第 14 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
共通仮設費 (率分)						
共通仮設費 (率分)		1.0	式			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (車道・補助)

第 15号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
掘削工						
掘削						
掘削	土砂 押土無 障害無	340	m3			
床掘り	土砂	75	m3			
埋戻し		38	m3			
埋戻し	砂	7	m3			
土砂等運搬						
土砂等運搬	土砂 片道2.0km以下	120	m3			
土砂等運搬	路盤材 片道2.0km以下	240	m3			
殻運搬	アスファルとりこわし 片道2.0km以下	42	m3			
濁水運搬工		1	回			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (車道・補助)

第 16 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
路床盛土工						
路床盛土						
路床盛土		1	m3			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (車道・補助)

第 17 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
撤去工						
撤去工						
舗装版切断	As舗装版 15cm以下	244.4	m			
舗装版破碎	As舗装版 15cm以下 積込有	901	m <sup>2</sup>			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (車道・補助)

第 18号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
発生土処理工						
発生土等処理						
発生土処理費	指定処分 (B)	120	m3			
建設廃材処理費 路盤材		240	m3			
建設廃材処理費 アスコン塊		42	m3			
建設廃材処理費 舗装版切断に伴う濁水		1	m3			



実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (車道・補助)

第 20号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
アスファルト舗装工						
下層路盤(車道・路肩部)						
下層路盤 (車道・路肩部)	RC-40 全仕上厚 150mm 1層施工	1,230	m <sup>2</sup>			
上層路盤(車道・路肩部)						
上層路盤 (車道・路肩部)	RM-40 全仕上り厚 150mm 1層施工	1,023	m <sup>2</sup>			
基層(車道・路肩部)						
基層 (車道・路肩部)	再生粗粒度 平均仕上厚 50mm	1,023	m <sup>2</sup>			
表層(車道・路肩部)						
表層 (車道・路肩部)	再生密粒度 平均仕上厚 50mm	1,023	m <sup>2</sup>			
道路打換工 (急速機械施工)	基:再生粗As, 中:材料別途, 表:再生密As	96	m <sup>2</sup>			

[工事名] 土木工事 (車道・補助)

第 21 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
側溝工						
L型側溝						
L形側溝工 (一般部)	250B 基礎碎石有	148.4	m			
L形側溝工 (乗人部)	250B 基礎碎石有	28.9	m			
L形側溝工 (すり付け部)	250B 基礎碎石有	6	箇所			

[工事名] 土木工事（車道・補助）

第 22号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
街きよ工						
街きよ						
街きよ工（一般部，歩行者横断用平坦部）	一般部 155SF型	152.4	m			
街きよ工（一般部，歩行者横断用平坦部）	歩行者横断用 平坦部 155型	41.9	m			
街きよ工（歩行者横断用すりつけ部）	155SF型（1本すりつけ）	13	箇所			

[工事名] 土木工事 (車道・補助)

第 23 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
集水柵・マンホール工						
集水柵						
街きょ用集水柵工	155 浸透型	10	基			
L型側溝用集水柵工	300用側塊使用 浸透型	14	基			
取付管						
取付管布設及び支管取付工 (市場単価)	呼び径 150mm、可とう性支管無	24	箇所			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (車道・補助)  
第 24号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
区画線工						
溶解式区画線						
溶解式区画線設置工(機・労・材)(昼間)	白 実線 幅15cm 1.5mm	210.4	m			
溶解式区画線設置工(機・労・材)(昼間)	白 実線 幅30cm 1.5mm	7.3	m			
溶解式区画線設置工(機・労・材)(昼間)	白 実線 幅15cm 1.5mm	38.1	m			
自転車ナビマーク		15	箇所			







[工事名] 土木工事 (歩道・単費)  
第 28号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
掘削工						
土砂等運搬						
殻運搬	Co(無筋)構造物とりこ わし 片道1.6km以下	0.8	m3			
殻運搬	Co(二次)構造物とりこ わし 片道2.0km以下	4	m3			
廢材運搬	2t・3tダンプ 2t・3t コンテナ車	1	台			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 29 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
撤去工						
撤去工						
防護柵撤去工(パイプ柵1-2)-部材撤去	単管	313.7	m			
防護柵撤去工(コンクリート柵)	コンクリート建込	56.2	m			
構造物とりこわし工(コンクリート柵)	無筋構造物、制約無、昼間	0.8	m3			
仮設パネル撤去工	パネル撤去	9.9	m			
土留撤去		139.8	m			

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 30号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
発生土処理工						
発生土等処理						
建設廃材処理費 コン クリート塊 (無筋)		0.8	m3			
建設廃材処理費コンク リート塊 (二次製品)		4	m3			
スクラップ売却費		1	式			
廃材処理費	廃プラスチック	0.1	m3			

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 31号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
透水性舗装工						
脱色アスファルト舗装工						
表層工	脱色アスファルト舗装	364	m <sup>2</sup>			

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 32号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
ブロック舗装工						
施設内舗装						
デッキ風ブロック舗装		102	m <sup>2</sup>			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)  
第 33 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
縁石工						
地先境界ブロック						
スチールエッジ設置工	150×2000×1.2	106.9	m			

実施細目様式－４の２

[工事名] 土木工事（歩道・単費）

第 34号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
防止柵工						
支柱・金網(フェンス)(立入防止柵)						
目隠しフェンス工	h=1800	160.7	m			



[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 36号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
道路植栽工						
客土						
全面客土	畑土を使用する	162	m3			
植樹						
植栽工	ベニバナトキワマンサ ク H=1.5m	28	本			
植栽工	フイリサカキ H=1.5m	33	本			
植栽工	アセビ H=0.4m	389	本			
植栽工	レンギョウ H=0.8m	8	本			
植栽工	オタフクナンテン H= 0.3m	265	本			
植栽工	アベリアホーブレイズ H=0.2m	518	本			
植栽工	セイヨウイワナンテン レインボー H=0.4m	220	本			
植栽工	ローズマリー H=0.4m	10	本			
植栽工	ラベンダー H=0.3m	138	本			
植栽工	アガパンサス H=0.3m	221	本			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 36号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
植栽工	フイヤブラン H=0.3m	1,049	本			
植栽工	カレックス H=0.3m	8	本			
植栽工	ピンカミノール H=0.2m	112	本			
張芝工 (市場単価)		39	m <sup>2</sup>			
支柱設置工 (中・低木) [市場単価]	添柱形 (1本形) 樹高100cm以上	28	本			
支柱設置工 (中・低木) [市場単価]	布掛 (竹) 樹高100cm以上	11	m			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 37号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
施設整備工						
施設整備						
パークレッド工		1	式			
手摺基礎工		42.7	m			
手摺工設置工		38.6	m			
パーゴラ設置工		2	基			
アップダウン施設工		2	式			
ミストボール工		1	式			
給水施設工		1	式			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 38号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
道路照明工						
道路照明						
アプローチ灯	h=900	7	基			

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 39号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
引込柱工						
引込柱						
引込柱設置工	φ114.3×4.5 地上高5.3m	2	基			
引込柱基礎工	スパイラル含む	2	基			
分電盤設置工	光電式自動点滅器付50AF3回路用	1	基			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 40号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
配線工						
配線						
配線工 (電力用)	600V EM-C E 3.5mm <sup>2</sup> -2C	102.4	m			
配線工 (電力用)	600V EM-C E 3.5mm <sup>2</sup> -3C	22.2	m			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事（歩道・単費）

第 41号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
配管工						
配管						
配管敷設工	波付硬質ポリエチレン 電線管 30mm	367.3	m			
埋設標識シート敷設工	埋設表示シートW30 0ダブル	326.7	m			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)  
第 42号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
ハト <sup>ス</sup> ホル工						
ハト <sup>ス</sup> ホル						
ハト <sup>ス</sup> ホル設置工	600 × 600 × 600 φ 60 0 鋳鉄製ふた	1	基			

[工事名] 土木工事（歩道・単費）  
第 43 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員費	交通誘導警備員B	86	人日			

[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

第 44号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
共通仮設費 (率分)						
共通仮設費 (率分)		1.0	式			

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
路体盛土工						
土砂等運搬						
殻運搬	Co(無筋)構造物とりこ わし 片道1.6km以下	2	m3			
殻運搬	Co(二次)構造物とりこ わし 片道2.0km以下	1	m3			

[工事名] 土木工事 (車道・単費)

第 46号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
撤去工						
撤去工						
道路照明撤去工	道路照明 (灯柱)	6	本			
構造物とりこわし工 (集水柵・照明基礎)	無筋構造物、制約無、昼間	2	m3			
防護柵撤去工 (コンクリート柵)	土中建込	62.3	m			
構造物とりこわし工 (コンクリート柵)	鉄筋構造物、制約無、昼間	1	m3			
防護柵撤去工 (単管) - 部材撤去	単管	160	m			
車線分離標撤去 [市場単価]	固定式 (貼付式)	6	本			

[工事名] 土木工事 (車道・単費)

第 47号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
発生土処理工						
発生土等処理						
建設廃材処理費 コン クリート塊 (無筋)		2	m3			
建設廃材処理費 コン クリート塊 (有筋)		1	m3			
廃材処理費	廃プラスチック	0.03	m3			
スクラップ売却費	鉄スクラップ	1	式			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (車道・単費)

第 48号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
薄層カラー舗装工						
薄層カラー舗装						
薄層カラー舗装工 [市場単価]	樹脂系すべり止め舗装 工 RPN-301	328	m <sup>2</sup>			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (車道・単費)

第 49号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
縁石工						
地先境界ブロック						
現場打ち境石工	w150×h400	17.1	m			

実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (車道・単費)  
第 50号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
安全施設整備工						
安全施設工						
車線分離標設置 [市場 単価]	固定式(貼付式)本体径 Φ80、高さ650	20	本			

[工事名] 土木工事（車道・単費）  
第 51号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員費	交通誘導警備員B	8	人日			



実施細目様式-4の2

[工事名] 土木工事 (都市再生)

第 53号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
施設整備工						
施設整備						
ベンチ-1	w1800	2	基			

[工事名] 土木工事 (都市再生)

第 54号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
共通仮設費 (率分)						
共通仮設費 (率分)		1.0	式			

[工事名] 土木工事 (歩道・補助)

材 料 品 調 書

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
砂	敷砂	6	m <sup>3</sup>	
砂	しゃ断層用砂	36	m <sup>3</sup>	
再生クラッシュラン	RC-40	76	m <sup>3</sup>	
再生クラッシュラン	RC-30	37	m <sup>3</sup>	
裏込材	各種	20	m <sup>3</sup>	
生コンクリート	18-8-20BB	5	m <sup>3</sup>	
鉄筋コンクリートU形	呼名300A 300 ×240×600	36	個	
コンクリート境界ブロック [地先B]	150×120×600	221	個	
インターロッキングブロック工 (材工共)	厚6cm 直線配置 一般部 標準色	88	m <sup>2</sup>	
インターロッキングブロック工 (材工共)	厚8cm 直線配置 一般部 標準色	114	m <sup>2</sup>	
硬質塩化ビニル管	VU 呼び径150 厚5.1mm	134.5	m	
接地棒	10φ×1500mm	7	本	
ポリエチレンシースケープル平型 600V	EM-EEF 1.6 mm-2C	36.8	m	
波付硬質ポリエチレン管	30mm	10.5	m	
防水型配線用遮断器 (ポール内蔵用)	小型 30AF 15 AT	7	個	
LED歩道照明 3,000lm以上、40VA以下	(KHE030)	7	台	
アンカーボルト 街灯基礎用	M24×600×4・プレート×2 φ350	7	組	
標示シートB	たて型 82×190	7	枚	
視覚障害者誘導用ブロック	300×300×80	141	枚	





[工事名] 土木工事 (車道・補助)

材 料 品 調 書

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
砂	敷砂	1	m <sup>3</sup>	
砂	埋戻し用砂	7	m <sup>3</sup>	
再生クラッシュラン	RC-40	244	m <sup>3</sup>	
再生粒度調整碎石	RM-40	195	m <sup>3</sup>	
裏込材	各種	23	m <sup>3</sup>	
生コンクリート	18-8-20BB	42	m <sup>3</sup>	
鉄筋コンクリートL形	250B 450mm	305	個	
歩車道境界特殊コンクリートブロック	歩行者横断用 C1 155用平	70	個	
歩車道境界コンクリートブロック (両面用)	A 150/190×200×600	126	個	
歩車道境界コンクリートブロック (両面用)	A-SF (水抜き)	126	個	
歩車道境界コンクリートブロック (両面用)	A-端末用、すり合せ部用	26	個	
街きよ用集水ます縁塊 [155]	665×600×150	10	個	
街きよ用集水ます側塊 3号	内径500×高300	30	個	
街きよ用集水ます底版塊	内径650×高100	10	個	
街きよ用集水ますふた	鋼製網ふた 205A ・155	10	枚	
L形用集水ます縁塊	300 600×500 0×220	14	個	
L形用集水ます側塊	300・350 内径 450×高200mm	42	個	
L形用集水ます底版塊	300・350 径5 50×高90	14	個	
L形用集水ますふた [300]	装鉄製 350×460 0×60	14	枚	

[工事名] 土木工事 (車道・補助)

材 料 品 調 書

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
再生アスファルト混合物	粗粒度	140.8	t	
再生アスファルト混合物	密粒度 車道用	139.6	t	
再生アスファルト処理混合物		12.0	t	
石油アスファルト乳剤	プライムコート用 PK-3	1,295.53	l	
石油アスファルト乳剤	タックコート用 PK-4	656.56	l	
接地棒	10φ×1500mm	1	本	
ポリエチレンシースケープル平型 600V	EM-EEF 1.6mm-2C	5.3	m	
ポリエチレンシースケープル平型 600V	EM-EEF 2.0mm-2C	0.5	m	
ポリエチレンシースケープル平型 600V	EM-EEF 1.6mm-3C	1.0	m	
波付硬質ポリエチレン管	30mm	1.5	m	
防水型配線用遮断器 (ポール内蔵用)	小型 30AF 15AT	2	個	
差込式自動点滅器	200V 6A ソケット付 JISII型	1	個	
LED連続照明 5,000lm以上、70VA以下	(KCE050)専用線含む	1	台	
LED歩道照明 3,000lm以上、40VA以下	(KHE030)	1	台	
共架 7-4出幅1,800mm	溶融亜鉛メッキ・着色	1	本	
アンカーボルト 街灯基礎用	M24×600×4・プレート×2 φ350	1	組	
標示シートA	たて型 110×250	1	枚	
標示シートB	たて型 82×190	1	枚	
ガラスビーズ		5	kg	





[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

材 料 品 調 書

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
再生クラッシュラン	RC-40	21	m <sup>3</sup>	
生コンクリート	18-8-20BB	80	m <sup>3</sup>	
生コンクリート	21-12-20BB	7	m <sup>3</sup>	
異形棒鋼	SD295 径13mm	0.268	t	
ポリエチレンシースケープル 600V	EM-CE 3.5m m <sup>2</sup> -2C	422.5	m	
ポリエチレンシースケープル 600V	EM-CE 5.5m m <sup>2</sup> -2C	2.1	m	
ポリエチレンシースケープル 600V	EM-CE 3.5m m <sup>2</sup> -3C	23.3	m	
波付硬質ポリエチレン管	30mm	369.3	m	
ハンドホール	600×600×600 φ600 鋼鉄製ふた (ハンドホール)	4	個	
分電盤 光電式自動点滅器付 本体のみ	50AF 3回路用 取付脚無	1	面	
引込柱 (φ114.3×4.5mm)	高5.3mベ-スプレート式 亜鉛メッキ、着色、貼紙防止	2	本	
埋設標識シート	ポリエチレンクロス 幅300mm ダブル	327	m	
標示シートB	たて型 82×190	3	枚	
畑土	黒土	194.4	m <sup>3</sup>	
捨型枠	スパイラルダクト (亜鉛引) φ500	3	m	



[工事名] 土木工事 (歩道・単費)

材 料 品 調 書 (処分費等)

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
受入料金	コンクリート (無筋)	1	m3	処分費等
受入料金	コンクリート (二次製品)	4	m3	処分費等

[工事名] 土木工事 (車道・単費)

材 料 品 調 書

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
生コンクリート	18-8-20BB	1	m <sup>3</sup>	
車線分離標設置 (ラバーポール) (材工共)	固定式(貼付式)本体径Φ80、高さ650	20	本	
樹脂系すべり止め舗装工	R P N - 3 0 1	328.0	m <sup>2</sup>	





## 特記仕様書

- 1 この特記仕様書は、東京都土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で令6市道S117号線道路整備工事（その1）に適用する。また、東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。
  - 2 本工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。
  - 3 標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。
  - 4 受注者は、契約締結後、総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は請負契約を締結した工事の種別内訳書及び工事総括書に掲げる各工種、種別及び細別等の数量に基づく各費用の工事価格に占める割合を百分率(小数点第3位以下切捨)で表示した一覧表とする。
  - 5 総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から7日以内に受注者に提出しなければならない。
  - 6 受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容変更等に関する協議は行わない。なお、工事費構成書は、契約図書としては取り扱わないものとする。
  - 7 本工事の施工に当たっては、下記に示す図書の最新版を適用とする。
    - ア 東京都建設局 「土木材料仕様書」
    - イ 東京都建設局 「建設局材料検査実施基準」
    - ウ 東京都建設局 「土木工事施工管理基準」
    - エ 東京都建設局 「工事記録写真撮影基準」
    - オ 東京都建設局 「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」
    - カ 東京都建設局 「建設局標準構造図集」
    - キ 東京都建設局 「電子納品運用ガイドライン」
    - ク 東京都「東京都建設リサイクルガイドライン」
    - ケ 東京都「東京都建設泥土リサイクル指針」
    - コ 東京都電線共同溝整備マニュアル
    - サ 建設局土木工事積算体系図集
- ※ ア、ウ、オ、キ、サは、次の東京都建設局ホームページから入手できる。  
(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html>)
- ※ ク、ケは、次の東京都都市整備局ホームページから入手できる。  
(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>)
- ※ コ及び標準構造図集（案）は、次の東京都建設局ホームページから入手できる。  
(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/chichuka/mudentyuuka-6.html>)  
標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

8 本工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」及び別紙「工事施行の適正化に関する特記仕様書」によるものとする。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱」は東京都財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

#### 9 不当介入に対する通報報告

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合(下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報ならびに捜査上必要な協力を行うこと。

#### 10 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

##### (1) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化(以下、「電子黑板」という。)は次による。電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

##### ア 対象機器の導入

受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下「使用機器」という。)について、工事記録写真撮影基準(東京都建設局)第9⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿または粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト  
(CRYPTREC暗号リスト)」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

##### イ 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」(東京都建設局)による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準(東京都建設局)のデジタル写真による施工管理(案)

3(1)①で規定されている画像編集には該当しない。

## (2) 電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準 [国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者はJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

- 11 工事請負契約書第17条から23条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」（東京都）によるものとする。
- 12 個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。
- 13 受注者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。
- 14 本工事は、工事情報共有システム利用対象工事である。  
工事情報共有システムとは、書類、報告書等提出に際してインターネット上に設置した工事情報共有システムを利用して提出することをいう。システムを利用して提出する書類については、事前に協議して決定する。協議の結果、書類等の一部または全部についてシステムの利用が不可能な場合は、その書類について従来どおりの提出方法とする。
- 15 本工事で使用するコンクリート二次製品は、調達が可能の場合、原則としてエコセメントを用いた製品を使用すること。また、エコセメントを用いた製品であることを証明する書類を監督員に提出し承認を受けるものとする。ただし、関係法令等の定めにより使用できない場合またはやむを得ない理由により使用が困難であると市が認める場合はこの限りでない。
- 16 本工事から発生する発生土は、指定地処分（B）として再利用するものとし、下記の場所に搬出するものとする。なお、搬出する民間受入地は関係法令または区市町村の条例等で必要な許可を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われている民間受入地とすること。なお本工事では、下記再資源化施設へ搬出することを想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。  
搬出先①：調布市多摩川地内の受入れ施設  
運搬距離（想定）：約1.8km  
土質：粘性土及びレキ質土  
搬出量：普通土 183m<sup>3</sup>（地山換算）  
搬出区分：昼

17 本工事から発生する路盤材及びアスファルト塊は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。

搬出先は、受注者が「建設副産物情報システム（COBRIS）」等を活用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して、適切な施設を選定すること。

なお本工事では、下記再資源化施設へ搬出することを想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

搬出先①：調布市多摩川地内の再資源化施設

運搬距離（想定）：約1.8km

搬出量：路盤材259m<sup>3</sup>

搬出区分：昼

搬出先②：調布市多摩川地内の再資源化施設

運搬距離（想定）：約1.8 km

搬出量：コンクリート塊（無筋）2.8m<sup>3</sup>

搬出区分：昼

搬出先③：布市多摩川地内の再資源化施設

運搬距離（想定）：約1.0 km

搬出量：コンクリート塊（有筋）1.0m<sup>3</sup>

搬出区分：昼

搬出先④：調布市多摩川地内の再資源化施設

運搬距離（想定）：約1.8 km

搬出量：コンクリート塊（二次製品）4.0m<sup>3</sup>

搬出区分：昼

搬出先⑤：調布市多摩川地内の再資源化施設

運搬距離（想定）：約1.8 km

搬出量：アスファルトコンクリート塊 98.0m<sup>3</sup>

搬出区分：昼

搬出先⑥：川崎市市高津区内の再資源化施設

運搬距離（想定）：約9.5km

搬出量：廃プラスチック 0.13m<sup>3</sup>

搬出区分：昼

18 本工事の舗装版切断作業の際に、切断機から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水は、吸引・貯留機能を有する切断機械により回収すること。

なお、回収し

た濁水は、下記処理施設へ搬出することを想定しているが、これ以外の施設へ搬出する場合には、事前に監督員への承諾を得ること。

搬出先⑤：稲城市大丸地内の再資源化施設

運搬距離（想定）：約5.6km

搬出量：0.034m<sup>3</sup>

搬出区分：昼

19 受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合には速やかに建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）へのデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受けること。

また、受注者は、COBRIS に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」という。）により「再生資源利用（促進）計画書（実施計画書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受けること。

（問い合わせ先）

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル2F

一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）「建設副産物情報センター」

TEL 03-3505-0410 FAX 03-3505-8872 HP <http://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail [recycle@jacic.or.jp](mailto:recycle@jacic.or.jp)

20 工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

ア 再生資源利用計画書

作成対象となる工事は以下のとおりである。

①土砂を搬入する工事

②砕石を搬入する工事

③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進計画書（建設廃棄物処理計画書を兼ねる）

作成対象となる工事は以下のとおりである。

①建設発生土を搬出する工事

②コンクリート塊，アスファルトコンクリート塊，建設泥土，建設発生木材，

建設混合廃棄物を搬出する工事

③金属くず，廃プラスチック，紙くず，アスベスト，その他の廃棄物を搬出する工事

ウ 搬入予定民間受入地届（民間受入地に搬出予定のものに限る。）

エ 建設発生土搬出のお知らせ

オ 建設発生土に係る許可証の写し（民間受入地に搬出予定のものに限る。）

カ 産業廃棄物に係る許可証の写し（ただし、中間処理後に最終処分またはセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者またはセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含める。）

キ 廃棄物処理委託契約書の写し（ただし、中間処理後に最終処分またはセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者またはセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。）

ク 運搬ルート図

ケ 使用するマニフェストの様式

コ 建設泥土の再資源化等計画書

建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合または再資

源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管すること。

サ 物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。

なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。

シ 告知書の写し

対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。（建設リサイクル法対象工事の場合）

21 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかに提出すること。

(1) リサイクル関係報告書に添付して提出するもの

ア 再生資源利用実施書（工事しゅん工後1年間保管）

作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ

イ 再生資源利用促進実施書（工事しゅん工後1年間保管）

作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得たうえで、「リサイクル阻害要因説明書」を2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を自ら保管すること。

なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- ①コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合。
- ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する。または、焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合。
- ③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合。
- ④砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）。
- ⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（D交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）。
- ⑥現場内で分別を行わない場合。

エ 建設泥土の再資源化等実績書

この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合または再資源化施設に搬出した場合、建設泥土の再資源化等実績書を2部作成し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管すること。

オ 再資源化等報告書

建設リサイクル法対象工事の場合。

22 マニフェストについては以下とする。

(1) マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄

物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。

マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

なお、電子マニフェストを利用する場合は（財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

(2) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

(3) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提出すること。

(4) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提出すること。

- 23 本工事における建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、設計図書によるほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）」及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」によるものとする。  
なお、東京都都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ（<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>）からダウンロードなどして入手する。
- 24 受注者は、この工事の施工に伴い第三者の損害を及ぼした場合、契約約款第27条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。  
また、発注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。  
なお、この工事の完了後に発生した損害についても、受注者の損害賠償義務が発生することがあるので、上記に準じて対処すること。
- 25 舗装版切断作業においては騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業に当たっては破碎機（油圧ジャッキ）を使用するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。
- 26 工事期間中に歩行者通路を設置する場合は、適切な通路幅を確保するとともに車両の交通の用に供する部分との境には、隙間なく、さく等を設置し歩行者用通路を明確に区分しなければならない。また、歩行者を通行させる路面は、凸凹をなくし、歩行者の支障となる砂利、採石等を除去しなければならない。また、勾配が急な場合は必要に応じてスロープ等を設け、全体の勾配を緩くするなどの措置を講じ、転倒等がおきないように十分に配慮すること。

- 27 受注者は、悪天候時または震度4以上の地震（旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候、地震）が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。  
また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。
- 28 本工事で使用する建設機械は、低騒音のものを使用すること。また、使用する建設機械(ディーゼルエンジン使用)の燃料は、JIS規格にあった軽油を使用すること。
- 29 過積載防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。  
なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。  
(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/pdf/gensoku.pdf>)
- 30 本契約の履行に当たって自動車を使用し、または利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定により、次の事項を遵守すること。  
(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。  
(2) 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。  
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合は、速やかに提示または提出すること。
- 31 受注者は、この工事のコンクリート構造物の施工については、東京都建設局「土木材料仕様書」付録4.「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木）のうち「土木コンクリート構造物の品質確保」によること。
- 32 本工事で使用するコンクリート二次製品は、原則エコセメント（多摩地区で発生したゴミ焼却灰を主原料とするもの）を用いた製品を使用すること。
- 33 調布市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て調布市の個人情報であり、調布市の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- 34 電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針（令和元年6月1日施行）及び東京都サイバーセキュリティ対策基準（令和元年6月1日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。  
なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより調布市が被害を被った場合には、調布市は受託者に損害賠償を請求することができる。調布市が請求する損害賠償額は、調布市が実際に被った損害額とする。
- 35 本工事に伴って移設する電柱等は令和6年8月を目途に移設するよう企業者と調整をしている。

- 36 本工事では、準備及び後片付け期間を次のとおり想定している。  
準備期間 30 日、後片付け期間 10 日
- 37 本工事は週休 2 日制工事である。
- (1)受注者は、原則、現場閉所による週休 2 日制で施工すること。
  - (2)受注者は、交代制を行う場合、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。  
また、施工方法は途中で変更することはできない。
  - (3)発注時における積算には 4 週 8 休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うことを原則とする。
  - (4)週休 2 日制または交代制の実施に当たっては、「調布市週休 2 日制工事実施要領」に基づき行うこと。
- 37 成果品の提出  
竣工検査終了後、速やかに竣工図書を提出すること。
- (1)竣工原図（上質紙による出力図，A 3 マイラー）・・・1 部
  - (2)工事記録写真・・・1 部
  - (3)上記(1)(2)の電子データ成果品(CD-R)・・・1 部
- ※竣工図の電子データは、PDF 形式及び CAD データとし、データ形式については、DXF，DWG，P21，JWW形式とする。環境設定ファイルおよび作図要領等は監督員の指示による

## 工事施行の適正化に関する特記仕様書

### 1 入札・契約関係事項

- (1) この工事の入札(または、見積りの提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札の結果、この工事を落札した場合は、他の工事案件について同一の配置予定技術者を前提に申込または指名を受けているときは、直ちに、その工事案件について適格な技術者への変更または入札の辞退を申し出なければならない。ただし、この工事と他の工事とが兼任できる主任技術者の場合は、この限りでない。

### 2 受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者または監理技術者（以下「監理技術者等」という。）に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

### 3 適切な現場代理人、監理技術者等の配置

- (1) 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。
- (2) 受注者が事業協同組合の場合にあつては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。
- (3) 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。
  - ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - イ 補助技術者は、受注者と雇用関係を有していなければならない。
- (4) 受注者が共同企業体にあつては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を設置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

### 4 監理技術者等の実質的関与の徹底

- (1) 監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。
- (3) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。

- (4) 監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を行い、作業者全員に伝わるようにしなければならない。
- (5) 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。
- (6) 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあっては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

## 5 下請負の適正化

- (1) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として受注者は認めてはならない。
- (2) 受注者は、下請負者の配置技術者に、受注者自らの工事をもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。
- (3) 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。
- (4) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用する者と下請負契約を締結するものとする。
- (5) 受注者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。
- (6) 受注者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としてでの取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の名称を冠した代表者及びその他の構成員全員の連名により、または少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

## 6 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。
- (2) 施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通整理員等の業務委託契約についても記載するものとする。
- (3) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。
- (4) 施工体制台帳には、別に定めた様式(東京都建設局「受注者等提出書類処理基準・同実施細目(別記様式甲第143号)」)に基づき担当技術者台帳を添付するものとする。
- (5) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

## 7 施工計画書

(1)施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも3週間以内に提出しなければならない。ただし、受注者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。

(2)大規模工事、特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内または監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

ア 全体の実施工程の概要

イ 現場組織・施工体制の概要

ウ 緊急時の体制

エ 当面実施する工事の内容

オ その他監督員の指示する事項

## 8 その他

(1)各施設（パークレッド・アップダウン施設・ミスト等）について仕様・色等は監督員と協議し制作期間を考慮して発注することとする。

(2)市道 S117（旧南 199）号線において、下水道改修工事・国領西自転車駐輪場改修工事を行っており各受注業者間で工程等を調整し施工を進めることとする。